

1. 事業の概要

農薬取締法において、農薬はその登録に際し、人畜が摂取した場合の影響に加え、適切に使用された場合は環境に大きな影響がないことを担保することとなっている。

一方、第169回国会で成立した「生物多様性基本法」では、国は、化学物質による生物多様性への影響を防止するための必要な措置を講ずるとされており、また、調査・研究も国の責務とされている。

このため、農薬に関して、各種生物試験方法の高度化等を図って、生物多様性への影響評価手法の確立を図り、生物多様性の保全等に資する必要がある。

(1) 生物多様性影響調査

農薬使用が農用地とその周辺環境での生物多様性にどのような影響をもたらすかについて、農薬の各種生物グループに対する影響評価手法を調査する。

高等植物及び流水域での生物種等の毒性試験法・評価法等の調査を行う。

(2) 影響評価手法に関する検討

生物多様性影響調査を踏まえ、国内外の農薬による生物多様性への影響に関する総合的な農薬生物多様性影響評価手法の検討を行う。

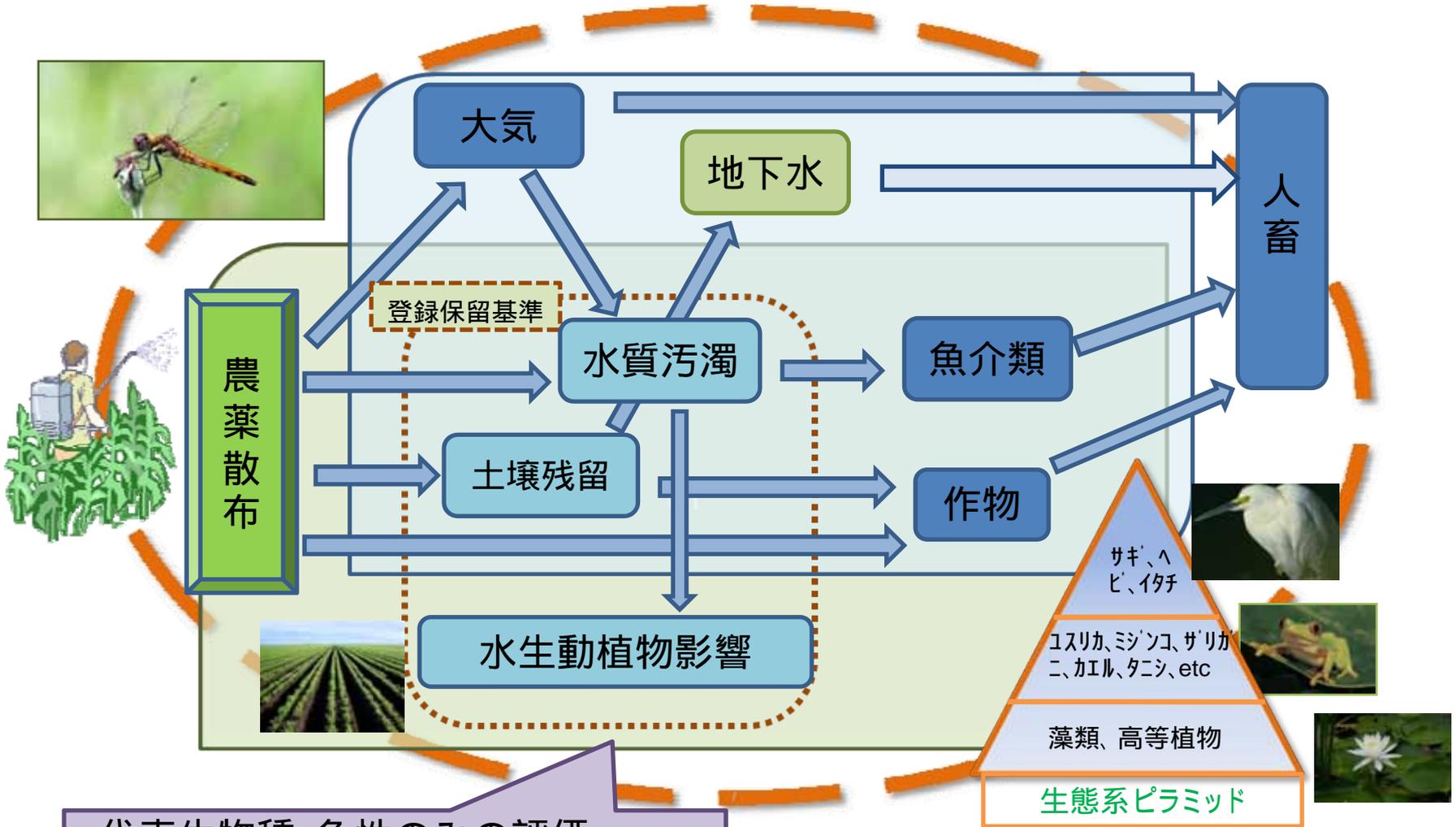
2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24	H25
生物多様性影響調査					→
影響評価手法に関する検討					→

3. 施策の効果

農薬の生物多様性への影響評価手法の開発により農薬の開発から使用にいたる各段階において生物多様性への影響が考慮されることにより、生物多様性の維持・保全に資することとなる。

- 生物多様性と農薬 -



・代表生物種・急性のみの評価
 →多様な生物群、慢性影響を考慮した
 評価が必要

生物多様性の保全
 →生態系に対する農薬の影響・作用を総合
 的に評価する手法の検討